

平成30年度さいたま市国民健康保険事業
特 別 会 計 予 算

平成30年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,818,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第2款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,474,777
	1 総務管理費	1,090,678
	2 徴 税 費	381,950
	3 運営協議会費	2,149
2 保険給付費		72,969,502
	1 療養諸費	64,479,828
	2 高額療養費	7,997,239
	3 移 送 費	1,600
	4 出産育児諸費	417,485
	5 葬祭諸費	73,350
3 国民健康保険事業費納付金		32,007,200
	1 医療給付費分	21,782,518
	2 後期高齢者支援金等分	7,526,981
	3 介護納付金分	2,697,701
4 保健事業費		1,194,013
	1 特定健康診査等事業費	1,114,998
	2 保健事業費	79,015
5 基金積立金		2,415
	1 基金積立金	2,415
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		130,063
	1 償還金及び還付加算金	130,062
	2 延滞金	1
8 予備費		40,029
	1 予備費	40,029
歳 出	合 計	107,818,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大宮区役所移転に伴う国民健康保険システム機器移設業務	平成30年度から 平成31年度まで	757
元号改正に伴う国民健康保険システム等改修業務	平成30年度から 平成31年度まで	23,462
国民健康保険税納税通知書印字製本封入封緘業務（平成31年度課税分）	平成31年度	30,672
（仮称）市税事務所開設に伴う国民健康保険システム改修業務	平成31年度	19,934
特定健康診査当初受診券印刷及び封入封緘業務（平成31年度発送分）	平成30年度から 平成31年度まで	5,800